

Title	恐嚇政治の成立に関する若干の考察
Sub Title	
Author	鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1944
Jtitle	史学 Vol.22, No.2/3 (1944. 7) ,p.215(309)- 275(369)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19440700-0215

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

恐嚇政治の成立に關する若干の考察

鈴木泰平

序論

近代フランス國民國家の創出に劃期的な歴史的役割を果たしたフランス革命は、單に封建制度の最終的決濟を遂げた意味に於いてでは無く寧ろ恐嚇政治の試鍊を受けた意味に於いてより深刻なる考究すべき問題を有してゐるものと思はれるのであるが、斯る革命史の重要な一齣をなす恐嚇政治の本質は如何なるものであり亦如何にして成立したものであらうか。

本稿に於いては専ら恐嚇政治の成立に考察の焦點を置き其の本質の一端を把握せんとするものであるが、既に恐嚇政治の成立に關してはオーラル教授を始めとして多くの碩學の卓越した論究を見る處であり、殆んど新しき研究の介入を許してゐないが如き状態にあるのである。従つて考究を進めるに當つては努めて先學の所説の檢討を行ふと同時に恐嚇政治成立上の問題の所在を明白ならしめ此れを独自の觀點より綜合する方法に従つた。

恐嚇政治の成立に就いては其れ故先づ學說史的展望が必要と思はれるので、本論に入るに先立ち其の素描を試み然る後課題の究明を行ふことゝした。

(一)

「恐嚇政治の成立」に最も早く體系的理論を與へたのはオーラール教授であり、其の所論たる事態環境説—These de Circonstance—は近代の革命史研究の礎石となつたのであるが、教授に依れば、「所謂革命政府—恐嚇政治の指導者たる—は戰時に於ける假の、一時的制度であつた」として恐嚇の要請せられた條件をフランス内外の事態に求めてゐるのである。以下其の革命史に従ひ事態説を検討することゝしたい。

オーラールに依れば「革命政府の眞の意義は一七八九年の原則に反して立法權と行政權が混同してゐる處にあつた。而して此の混同は八月十日の革命に發する。更に其れは國民公會が立法、司法、行政の諸權を差別なく同等に行使した爲より促進せられた。其れが組織化せられ統一的な形態の下に強固たる制度に化するの、一七九三年十月十日の宣言に依るものである。革命政府の最初の機關は八月十日革命後の假行政委員會であつた」のであつて、要するに其の方法は恐嚇政治の成立を國家内外の緊迫した事態と政治制度、政治機關の設立とを關聯せしめて捕へ以つて「恐嚇」の本質を分析、把

握せんとするものである。次いでオーラールは「假行政委員會は國民公會成立まで實際に全權を振つたが、國防委員會、公安委員會の出現と同時に其の下部構造に墮した。然るに行政權力自體は反つて集中化せられ」國民公會に於いて其れは中央集權的な統一的機構の下に強力なる實踐的迫力に支へられ絶大な効果を齎らしたものと、更に保安委員會、公安委員會の設立を通じ内外の緊急事態に對應すべき制度の現實的要請を強調してゐる。

オーラールは更に恐嚇政治の中心的運營者たる公安委員會の外交、並びに經濟政策が全面的に失敗し其の改組は必然的なるものであつたと認め、續いで改組後の公安委員會の動きを中心とする政治制度を一瞥し、革命政治は地方派遣委員のみならず革命委員會の活動にも負ふ處大なるものがあつたとし、更に十二月四日令に依る大革命政府の設立に論及し、「恐嚇政治に關係ある諸制度は要するに革命フランスの内外に於ける相次いだ事態に應ずるための止むを得ない性格を有するものであり、其の創設には何等意圖的な計畫的な組織的方法はとられず、其れは全く日々の國防上及び内政上の必要に依つて課されたものであつた」としてゐる。^(註四)

斯くてオーラールにとつては「恐嚇」は組織的な意圖的なものでは無く、戰時に於ける必然的な要請に基く一個の政治制度として把握されて居り、其の出現の必然的契機として國防の確立、革命の擁護、食糧の確保^(註五)、反革命派の抑壓等が擧げられてゐる。而して恐嚇の現實的組織は革命裁判所の改組、

出版の自由の禁壓、エミグレ財産の收用等(註六)に表はされると見、革命政府自體は飽くまでも個人、
黨派の計畫的な指導の下に設けられたものでは無く、従つて恐嚇政治も意圖的に課せられたものでは
なく、「事態」に對應するためにとられた必然的な政治であつたとされてゐる。(註七)

オーラールに依れば要するに「恐嚇」の成立は事態に對應すべき方法の集積の結果に過ぎないので
あるが、此處に注目すべきは「恐嚇」成立の必然性を論ずる際に於いてオーラールのとれる方法が極
めて機械的な因果關係の論證に終始して居ることであり、恐嚇の成立に對する積極的要件の如きは特
にとりあげられて居ないことである。

更に問題とすべきは「恐嚇」の成立の全般的關聯に於いて成立要件の相互の内面的關係並びに其れ
に對する革命指導者の對應の仕方及び兩者の有機的結合の方法に關するより接近せる具體的な動態的
考察を缺いてゐることである。

此の點、恐嚇の成立の必然性を説くも、極めて羅列的な平面的なる誹りを免れないと考ふるのであ
り、より動的な立體的論證を要望せざるを得ないのである。然し乍ら此れは「恐嚇」の成立への其の
理論の絶大なる寄與が否定せられるのを意味してゐるのでは無いのであり、より以上其の理論が發展
擴充さるべきであるのは論ずるまでもない處である。

オーラールの此の事態說に對し斯る意味に於いて注目すべきは、マチィエーの論究であらう。

マチイエーは恐嚇の成立を捕へるに際し先づ「五月三十一日、六月二日革命は八月十日革命と同様極めて愛國的な革命であり、パリ・サンキュロットはジロンドが王黨派を倒したと同じ理由に依りジロンドを打倒した」^(註八)と其の革命を高く評價して其れを恐嚇成立の基礎地盤と考へ、次いでジロンド殘存分子の反抗(フェデラリズム)、ヴァンデーの叛亂を檢討し「其れが自由の廢棄と中央權力の獨裁化——恐嚇政治 Terreur——への巨歩を進めざるを得ない」^(註九)ものであるとする。

次いで特にフェデラリズムに於いては、元の革命派の者が敵對的な關係に立つた爲、眞に純粹な革命主義を奉ずる市民を反革命派と識別するのが困難になつたとして嫌疑者の追求、並びに恐嚇の必然性を暗示し、更に「國境の危機、國內各地の叛亂に於ける公安委員會の無力より結果した其の改組は必然的であつた」^(註一〇)とし、ジャコバン及びロベスピエールの登場契機を重視する。

マチイエーに依れば「ロベスピエールの公安委員會委員就任は、新しい紀元を革命に劃するものであり、又軍事、行政の凡ゆる部門に於いてサンキュロットの支持を與へられ同時に反對派を沈黙せしめるもので、其の行はんとする政治は國家的であると共に民主共和的であつた」^(註一一)とし、恐嚇政治の成立に於けるロベスピエールの地位を檢討すべきことを求めてゐる。

續いて「恐嚇」への巨歩を進めたものとして、一七九三年八月に於けるパリの食糧問題を最も重視し、其れと關聯して所謂革命二年の憲法(一七九三年憲法)及國民總動員令をとりあげ其れ等を必要

ならしめた事態を究明し、恐嚇の必然性を明白に立證するに成功してゐる。

然しマチイエーにとつては恐嚇の成立は斯る外部的事態のみに依るのでは無く、更に内面的な事情に依れるものであるとし、ジャコバンに於けるエベール派の動向こそ検討すべき問題であるとしてゐる。

エベールを中心とするジャコバン派内部の一派は、戦争革命政治の遂行に於いて強硬なる主張を持ち、外國に對する徹底的抗戰、嫌疑者の追求、國會の改選、地方派遣委員及び革命裁判所により積極的なる活動、フェデラリズムの一掃、公安秩序の保持等(註一三)を求め多くの共鳴者を得るに至つたものであ

るが、マチイエーは此れに關して「エベールは更に國民總動員令を以つて國內の反對派、革命妨害者、嫌疑者の打破に成功し得る方策と考へ、特に一七九三年八月に於けるパリの食糧供給、サン・キュロットの生活を妨害したブルジョアの食糧の獨占、投機を非難した。エベールは此のためパリの食糧を確保し其の價格を安定せしめるため革命軍の組織を必要と見做し、下層サンキュロット階級のための國家社會政策の遂行には斷續的なる恐嚇が恆久化せられるのを求めるに至つた」とし、食糧問題を契機とするエベール派の動向は著しくロベスピエール派を壓迫し、後者をして餘儀なく「恐嚇」の手段をとらざるを得ない立場に置いたとする。(註一三)

斯くてマチイエーはブルジョア革命の根本的矛盾を、食糧問題を通ずる階級的闘争に觀取し其の根

本的解決には恐嚇が豫想されざるを得ないと考へ、新しい八月十日革命、六月二日革命を準備したエ
べール並にパリ・セクシヨンの階級闘争を是認し、次いで恐嚇の運営者としての革命政府の設立を問
題とし、要するに恐嚇は時間的にも原因的にも二段階を経て行はれるに至つたと認めてゐる。

即ち一七九三年九月及び十月に於ける政治的問題——フェデラリズムと國民總動員令——の解決並
びに同年十一月、十二月に於ける經濟的問題——九月二十九日の最高價格令——の處理が恐嚇の直接
的契機として把握されて居り、斯くして恐嚇政治の成立及び其の組織化に對し其の結論は一大光明を
與へてゐるのである。

マチイエーの鋭い分析から導かれた此の恐嚇成立論がオーラールの事態説のより内的な動態的な把
握より出發してゐるのは言ふまでもないが、恐嚇の成立契機を經濟問題を通ずる階級的對立並びに革
命自體の社會的矛盾の中に見出したのは、將に其の成立の立體的構造の解明に少なからざる寄與を爲
したと言ふべきである。

「革命政府は其の運命的附隨物として恐嚇を有した^(註一五)」と言へるマチイエーの所説は將に斯る意味に
於いて捕へらるべきものであらう。

「恐嚇」の成立に關してオーラール、マチイエーに續いて明晰な分析綜合を試みたのは、ルフェー
ヴル教授であり其の立場は前二者と少しく相異し、より廣い視野より「恐嚇」を捕へてゐる。

ルフェヴルは先づ「五月三十一日、六月二日革命は革命の本質的矛盾を解決したもので無く、一般人民はグラン・シヨオーズ Grand' Chose を得なかつた」と述べ、農民のみが逃亡貴族所有財産の賣却、共有財産の分割、殘存封建的權利の無償廢止に依り利益を得たが^(註一六)都市のサン・キュロットは何等革命の利益に與らず、其の社會的位置は極めて不遇であつたと見做してゐる。

次いで「斯るサン・キュロットは、ノール、アルプ、ピレネー國境の重壓、ヴァンデー、リヨン、マルセイユ、ツーロンの反抗、經濟生活の困窮、ブルジョアの商品獨占及び此れに對する國民公會、公安委員會の無力に依り暴動を惹起せざるを得なかつた^(註一七)」として公安委員會の改組及びエペール派の

強硬政策の必然性、並びにロベスピエール登場の現實的事態を明白にしてゐる。更に公安委員會の軍事、外交、内政政策の失敗は其の改組を必然的たらしめ、特に經濟問題の處理の失敗に伴ふ民衆の要求、——生活保證のための強硬政策の施行——は公安委員會に大なる壓迫を加へたとし、一七九三年八月に於けるパリの食糧危機を「恐嚇」への直接的契機として把握してゐる。此の場合、ルフェヴルが直接的な「恐嚇」の成立契機としてツーロンに於けるイギリスの侵入、九月の最高價格令、嫌疑者令の公布を重視しつゝ、尙經濟問題の重要性を認めてゐるのは「恐嚇成立論」上特に注目さるべきであり、亦マチエーの影響を思はせるものがあるのである。

ルフェヴルの所説は要するにオーラー、マチエーの所論の綜合したものであり、其れは特に

新しい事態及び條件を擧げてゐる譯ではないが其の「恐嚇」成立への全般的な考察には優れた社會、經濟的素材の分析綜合が行はれて居り就中其の成立契機の動的關聯の把握には多大の暗示を與へてゐるのである。

然かもルフェーヴルに於いては革命に於ける農民革命の本質的位置づけが行はれ、革命の主體者としての農民が高く評價されて居り、「恐嚇」の成立を把握する視點に於いても特異の様相を示してゐるのである。

斯くして其の恐嚇政治の成立契機としてはブルジョウと並んで革命の成果に參與し得た農民に對し、革命の成果に與り得ないサン・キュロットの革命的行動が重視せられて居り、「恐嚇」を要請した他の條件に對比して其れは特異なる性格を有するものとして把握されるに至つてゐる。

ルフェーヴルの恐嚇成立の條件は要するに軍事的、政治的、經濟的なるものであるが、其の問題として擧げるべきは、各條件は各々獨立したものでなく相互に密接なる關聯を有してゐるものであること及び恐嚇の成立自體には社會的にも其の重要な契機を存すること並びに革命に於ける異なる政治的、社會的要素の混在——ブルジョア、農民を各々主體とする革命の動向——が恐嚇の成立を時間的により促進し、地域的により擴大せしめる傾向を有したことであり、此れ等の條件、要素の綜合的な恐嚇成立への結合の仕方は多大の示唆を吾人に投げかけてゐるのである。

以上異なる視野に立つ革命史家の所論を通じ、恐嚇政治の成立は凡ゆる點より見て歴史的必然性を有するを確認し得るのであるが、吾人の検討すべき問題としては一七九三年初期よりの軍事的、政治的、經濟的事態並びに此れに對する第一次公安委員會の政策、第二次公安委員會の出現と革命憲法及び國民總動員令並びに九月の最高價格令等に集約されると思はれる。

換言すれば以上の問題の全般的解明こそ「恐嚇」成立の契機を明白ならしめる唯一の方法であると考えられるが、問題はロベスピエールの登場を如何に把握するかにかゝつて居り其れに依つて恐嚇成立の把握の仕方も少しく異つてくるのではないかと思考される。亦マチイエーも認める如く「恐嚇」成立の歴史的段階として、明らかに一七九三年十月の宣言を中心とし其の前後を分けて考察するのが、恐嚇の成立、組織化の過程よりしても至當かと思はれる。

本論は斯る諸點を考慮し、一七九三年十月の宣言に至る時期の中、公安委員會の改組に至る期間を恐嚇成立の第一段階として論究を進め、併せてロベスピエールの登場契機を恐嚇成立に關聯せしめて捕へんと試みたものである。尙特にロベスピエールの登場を論究對象として擧げたのは、ロベスピエールの登場が直ちに恐嚇を意味してゐるが如き點より爲したのではなく、其の登場自體が恐嚇の成立に於ける寧ろ直接的な契機或は恐嚇の制度的組織化を象徴してゐるものと見たからであり且又其れが恐嚇成立への發展的契機並びに成立への一箇の歴史的段階と考へたのに依るのである。亦此れは恐嚇

政治に於ける責任論にも導かれる問題に發展されるのであるが、本論に於いては未だ恐嚇政治自體の内容を對象としてゐないため其の點までは論及し得ないのである。

本論を進めるに先立ち最後に豫め決定すべき問題は恐嚇の根本的起原を時間的に如何なる時期に求めるべきかと云ふことであるが、ルフェーブルの如きは九月虐殺を Premier Terreur と稱してゐるも其れは恐嚇政治の成立には直接的契機として捕へられてゐないのであり、既述の如き公安委員會設置前後に置くのが最も妥當かと思はれる。

(II)

「革命」擁護の人々をして Placez la Terreur à ordre du jour の聲をあげしめ、革命フランスの動向に一大轉換を劃した事態の中、先づ第一に検討すべきは、論ずるまでも無く一七九三年三月以降のフランス内外の未曾有の軍事的、政治的危機であり、就中軍事的情勢の悪化であらうと思はれる。E. Lavisse は六月二日革命に續く數ヶ月をフランス史上空前の非劇であると稱してゐるが、其の非劇は九三年春以來存續してゐたと考へられるのであつて六月二日革命以降の諸問題は其の悲劇の副次的結果とも思はれるのである。

屢、一七九三年に於ける軍事的危機と單純に言はれ、其の恐嚇成立への最大の現實的要請として捕

へられてゐる國境の危機は然らば實際には如何なる状態にあり又如何なる動向が看取されるのであらうか。此れを全般的に徹底的に検討するのは困難ではあるが、可能なる限り各戦線よりの報告に基き、其の相互の内的關聯に留意しつゝ言謂「國境の危機」の全貌を解明したいと考へる。

「國境の危機」を考察する場合、最初に其の契機となつた事態を捕へるのが其の全貌を明らかならしめる唯一の捷徑であらうと思はれるが、抑ゝ其の事態は如何なる方面より如何にして到來したものであらうか。

一七九三年二月以降の革命フランスが最も其の注目を續けてゐたのは、三十萬兵士徴集令の公布に依つても明らかなる如く、ベルギー占領地の放棄に伴ふノール縣、アルデンヌ、モーゼル、ラインの所謂北部國境の推移であつたのである。即ち先きにベルギー占領地の行政に當つたジロンド派革命政府の三月二十五日付リール發報告は、フランス派遣軍のベルギーよりの全面的徹退を傳へ又三十一日付報告に於いてプロシヤ、オーストリア聯合軍のリール占領を報じて居り、ベルギー徹退後のフランスの北部國境が少なからぬ動搖を示してゐたのを知るのであるが、斯る形勢を更に押し進めたのはベルギー派遣フランス軍司令官デュームーリエ將軍のオーストリアへの逃亡であつた。

デュームーリエはヴァルミー *Valmy* の砲撃に於いてプロシヤ軍撃破の偉勳を立て、次いでベルギー戦線の指揮官として革命フランスの威力を現實に諸國に知らしめた耀しい戦歴の所有者であるが、一

度ベルギー占領地の統治問題が起り、且革命が一路彼の豫想を超えて遙かに民主的になるに従ひ其の企圖したプロシヤとの單獨媾和が行ひ得なくなり、其の立てる政治的立場は戦線が悪化の徴候を示すに従ひより困難となり遂に裏切行爲に出でざるを得なかつたのであつて、其の行爲は多大の影響を政府の戦争遂行方策に與へたのである。

デュムーリエが裏切行爲に出た三月末に於けるプロシヤ、オーストリア、イギリス聯合軍とフランス軍の對峙線は、大凡ダンケルクよりヴィサンブール Wissenbourg の線であつて戦局の中心は略リール、コンデ、ヴァランシアンヌ、モーブージュ、セダン、モンメディー、メッス等であり、就中リール、コンデ、ヴァランシアンヌの一帶は最も聯合軍の壓迫を受けた地域であり、三月に於けるオーベルヴィンデン Overbinden の攻略失敗並びにネールヴィン Neerwinden の慘敗は聯合軍の絶對的優越を立證するものであつた。聯合軍の兵力はリール、コンデ、ヴァランシアンヌの所謂ノール Nord 戦線の正面に於いて七十五萬に達して居り、此れに對するフランス軍は七萬を出でず劣勢乍ら敵將コブルグ Cobourg の消極的作戰に依つて好く對抗し得てゐたのであるが、(註二〇)今や斯る重要地域の防衛は斯る敗戦に依り直接的脅威を受けるに至つたのである。

デュムーリエの裏切行爲が、斯る危機に際して行はれたのは將にフランス軍に恐るべき脅威を與へたものであり、革命政府の作戰計畫は此處に於いて根本的に再検討さるべき段階に到達したものの如

く、デュームーリエの裏切を知つた政府は直ちに其の *Lois de la Loi* 法律保護除外を宣言すると共に可能なる限り軍隊の動搖を防止し且國境防衛の萬全を期する爲ノール方面軍參謀ベルナセス Bernazeis に報告を命じ、同時に國防委員會よりヴァランシアンヌ、ペロンヌ、リールに各二名宛の委員の派遣を命ずるに至つてゐるのである。

國防委員會と時を同じくして國民公會も此の際北部並びに東部國境全地域の軍隊の安定を計るため各軍團に委員を送ることとしたが特にノール、アルデンヌ戦線にはイツポリット・カルノー H. Carnot 以下七名の強力なる委員を派遣し、次いでダンピエール Dampierre をノール方面軍司令官に任命して軍隊の整備、統一を計つてゐるのが見られるのである。

カルノーの報告に依るとデュームーリエ事件に關する追求は其の後徹底的に續けられ其れが軍隊の動向に如何に甚大なる影響を與へたかを示して居り、ヴァランシアンヌ、ペロンヌ在留の委員も軍紀の確立には多大の困難があるのを示し、軍隊の動搖安定を急務なりとしてゐるのである。

オーストリア軍はデュームーリエ事件後の混亂を利用し其の後益々積極的進出を計り、カルノー等の動きには何等脅威を感せずしてコンデに接近し其のヴァランシアンヌ、クノア Conoy との連絡を遮斷してヴァランシアンヌ、モーブージュに重壓を加へてゐるのであつて、四月十六日付ヴァランシアンヌ發報告は早くもコンデ、モーブージュが降伏勧告を受けたのを傳へるに至つてゐる状態であり、

其の北フランスの席捲は目捷の間に迫つてゐるものゝ如くであつた。カルノーは四月十六日ダンケルクに於いて、ダンケルク・リール間の軍隊に従つてゐる婦人、子供の非慘なる生活を見てゐるが、此れはとりも直さず同方面のフランス軍がリールを壓迫せられた結果として混亂裡に退却を行つてゐるのを示してゐるものであり、ダンケルク・リール地域も非觀すべき状態にあるのを知るのであるが、更に五月十一日付ヴァランシアンヌ報告はコンデの危機を傳へ同時にフランス軍の危機打開策の一手段を示してゐるのである。

即ち「デュムーリエの裏切は驚くべき事態を將來したのを知つた。國境は *exposé* され、軍隊は無秩序の状態に陥つた。軍隊及び指揮官の一部は裏切に參劃した。……コンデの包圍を容易にした原因としてはフアモール駐屯部隊のドネン Denain への移動其の他を擧げることが出来る。其の直接的原因は四月十五日より五月一日に至る期間に於ける敗戦であり、其れには共和國軍指揮官の無能力、連絡の不徹底及び敵軍の三萬より八萬に上る急速なる兵力の増強等が多大の影響を及ぼしてゐる。又騎兵隊の無力、マルリエール將軍の不決斷、サン・アマンに攻撃主點を置く企圖の曝露は敵軍に共和國の動きを全て知らしめる時間を與へた。

カンブレー、デュクノア、フアマールの全ての連絡は絶たれ、今やコンデを守るべきか、引き渡すべきかの一點が最後に残つた。コンデは言ふまでもなく全ベルギーを失ふにも増して政治的、軍事的

重要據點たるの意義を有して居り、五萬の犠牲を忍んでも其の保全を期すべきである。

此のためには且又フランス軍の危機を打開するには、(一)モーブージュ方面に敵に倍する兵力を集めてモンスに進出する方法をとるか、(二)イプル、クールトレ、オステンド、ガン、ブリュージュの駐屯軍で聯合軍の補給路を遮断するか、(三)然らざればシイスワン Cysling にリール、ドエエ、オルシイ、ツールネエの軍を集結し一大集中攻撃を敢行するか何れかの作戦に依る他は無い」とし、フランス軍の作戦としてコンデ、ヴァランシアンヌ包圍を僅かに牽制する作戦を表はしてゐるのに止まり、コンデ包圍が著しくフランス北部ノール縣方面軍の活動を阻害してゐるのを知るのであつて、ダンケルクの地帯に次いで其れはノール方面軍の全般的危機を思はせるものであつた。

コンデ包圍に際しては聯合軍は五萬三千(オーストリア一萬三千、プロシヤ一萬七千、イギリス六萬、ハノーバー五千、オランダ一萬)を數へ、イギリスのヨーク公の指揮の下にツールネエに一應駐屯し、徐にフランス革命軍の内部崩壊を企圖しつゝ同時にヴァランシアンヌの包圍に移つて居り、五月二十三日には早くも其の包圍が完成せられてゐるのが報せられ、更にヴァランシアンヌではコーブルグの活動が傳へられるに至つてゐるのである。

ヴァランシアンヌは其の戦略的重要性が他の要塞に比較して最も大なるものであり、其の陥落はノール方面軍、ライン・モーゼル方面軍の背後を脅威するものと考へられてゐるだけに同地の包圍を容

易に許したのは一見意外に思はれるのであるが、此れはノール方面フランス軍司令官が、ヴァランシアンヌ防衛の前衛據點ファマル Farnars を放棄したの(註二八)に依るものであつて、ヨーク公並びにコーブルグのコンデ、ヴァランシアンヌへの同時の攻撃に對して、ドゥエ、カンブレの右翼との連絡遮斷を恐れたのに基くものである。

國民公會は斯るダンケルク、コンデ、ヴァランシアンヌの所謂ノール戰線の全面的崩壊に際し今や單に政治委員の交代の如き手段では事態の收拾を行ふのは困難なる状態にあるのであり、此處に作戰自體の根本的變革が要請せられねばならぬ嚴しい現實が表はれて來たのであるが、此れにはカンブレ(註二九)發の報告が示してゐるが如き眞に有能なる司令官の就任が前提となるべきであり、既にデヌムーリエ、ダンピエール、ラマルシュと相次ぐ司令官の無能、無力は將兵の間に於いても批判攻撃的になり卓越せる指揮指導の發揮は凡ゆる方面で要望されるに至つてゐたのである。

斯る情勢に於いてキュスチーヌ將軍の司令官就任は多大の期待を以つて迎へられてゐるのであつて、戰局打開の鮮新なる手段は一に其の優れた軍事的才能に求められてゐたのである。

キュスチーヌの作戰は要するにライン、モーゼル方面軍を全てノール方面軍に集結してコンデ、ヴァランシアンヌを救助し然る後に東北部の要衝マインツの包圍を打破せんとするものであり、從來の要塞區域毎に消極的に敵の攻撃を受け止めるのとは根本的に異なるものであつて兵力集中に依る積極的

突破作戰を企圖したものであり、其の成果は期して俟つべきものがあつたやうに思はれるのである。

此れに對し公安委員會は贊意を表したのであるが、然るに假行政委員會の陸軍委員ブーショットは依然としてライン・モゼル戰線の守備を固執しキュスチヌの計畫には飽くまで反對し、遂に其の實現を無爲に終らしめたのであつた。

戰局打開の視點よりすれば此のキュスチヌ・プランの消滅は、北部國境全體の動きを益々保守的ならしめ寧ろより危機を促進することにもなり、革命軍の活動をより消極化した意味に於いて惜しむべきものであつたのであり、五月末より六月の初めに至る期間に於ける各戰線が不振を續けてゐるのを見て其の作戰的效果が恐らく戰局全般を一新する性格を有してゐるだけに其の消滅はフランスにとつては重大な損失であつたと考へられるのである。

戰局の轉換は斯くして別箇の新たなる方法を俟つて行はれねばならぬ事態になるに至るのであるが、其れは容易に行はれ得るものでは無く、統帥部内の對立、他の戰線の動搖、内亂の激化等を通じて益々事態は悪化するに至るのであつて、然も更に國民公會内の對立、五月三十一日、六月二日の革命はより戰線を動搖せしめる作用を働いて居り、積極的な方策が要請されて居り乍ら容易に其の實現を見ない状態を續けるに至つてゐるのである。

當時公安委員會は國民公會と共に斯る事態に對處すべき最高の責任者の地位にあつたのであり、其

の動向は例へキユスチーヌのプランを採り得なかつたにせよ未だ重視せられるべきものであつたが、
續く陸軍委員ブーショットの更迭に失敗を示し、こゝに公安委員會の無力は今や明らかに證明される
に至り戦線の不振と相俟つて戦争指導の行き詰りは各方面に具現するに至つたのである。

ノール戦線の不振は然るにモーブージュ發報告に見られるが如きオーストリア、プロシヤ兩軍間に
於ける一時的分裂(註三〇)に依つては解消されずして其の後依然として存續して居り、カルノーのブローニ
ユ、カレーに於ける活躍(註三一)も殆んど成功を齎らしてゐないのであつて再びキユスチーヌ・プランが検討
される他は無い状態であり、行き詰りを感じつゝも公安委員會は六月九日其の採決を決議してゐるの
である。(註三二)

ノール方面軍委員カルノーは斯る立場とは別箇に戦局の打開に腐心し、遠くバルチック海に巡洋艦
隊の廻航を求めると同時にイプル、フェルヌ地帯に野戦軍の一大轉換運動 *Division* を企圖して居り、(註三三)
基本作戦計畫が如何なるものであらうとも戦局打破のためには今や其の独自のプランが要望されてゐ
るのであつて其の實現の手段として陸相ブーショットの更迭が再び考へられるに至つてゐるのであ
る。

公安委員會は前回の失敗に鑑みライン方面軍司令官ボーアルネーを陸相に起用しウーシャルを其
の後任として任命することゝしたが、既に一度失敗した問題だけに容易に其れは具體化し得ず、特に

五月三十一日革命後のジャコバンの干渉は甚しきものがあり、ポリアルネーはジャコバンの反對を推知して就任辭退を申し出てゐる位であつて、陸相更迭は結局公安委員會の改組に依る他は爲し得ないのを立證するに止まつたのである。

公安委員會は斯くて陸相更迭を通じジャコバンの五月三十一日革命後の政治的擡頭を切實に感じさせられた譯であるが、戦線の中樞的支配者としての立場上自發的な其の改組の如きは考へられぬ處であり、寧ろ何等かの機會を得て其の強化統一が求められるべき状態にあつたのである。

他方六月十六日付セダン發報告は、ノール方面軍の危機打開にはモゼル方面軍の一部隊移駐に依るべきであると爲し、更に國境防備全般に統一的プランの缺如してゐるのに不滿の意を表すと共に各戦線指揮官は其の管轄下の部隊のみに氣を引かれ近接地域に於ける緊急の事態を理解してゐないのを(註三四)指摘してゐるのであるが、此の報告文書は裏面に於いて實は公安委員會の無爲無能を證明し其の作戰計畫は全く失敗に歸し且指揮命令の困亂してゐるのを如實に物語つてゐるものであり、戦線の全般的整備、統一を如何に效果的に急速に實現し得るかが陸相更迭失敗後の公安委員會の當面の課題になつてゐるのを知るのである。

キュスチーヌ・プランは此處に於いて再度共和國軍隊の期待の中に登場し其の鮮新なる用兵作戰が行はれることとなるのであるが、六月十九日に至り公安委員會は突如として其のプランの修正の餘儀

なきに至つてゐるのである。

斯る事態は人事、作戰に涉り一再ならず失敗、變更を強ひられた公安委員會としては、極力避くべきものであつたが戦局内政の動向は其の活動を再び停止せしめるに至つたのであつて、即ち元來のキユスチヌ・プランに依ればモーゼル・ライン軍のノール方面軍移駐が豫定され其れに基く集中突破作戰が企圖されてゐたのであるが、三十萬徵集令を契機とするヴァンデー地方の叛亂の擴大は今や斯る軍隊の一戦線に於ける集中を許さざる程度になつて居り、國境守備軍の大規模なる移動進駐を必要とするに至つてゐたのであつて、始めノール方面軍に向けられる豫定のライン、モーゼル軍の一部はヴァンデー地方に差し向けられざるを得なくなり、キユスチヌ・プランはこゝに再度に涉つて實現を見ざるこゝとなつたのである。

共和國ノール方面國境は斯くて今や積極的攻撃の機會を失ひ専ら守備作戰に終始せざるを得なくな(註三五)るのであるが、戦線の全般的整備、統一の課題を負はされた公安委員會も以後守備を基礎とするプランに専念する他はなく、モーゼル・ライン・アルデンヌの各戦線も此れに従はざるを得なくなり共和國軍隊の動きは斯くして著しく消極的になるに至るのであつて、七月三日付モーブリージュ發報告が敵(註三六)の消耗を待つべきであると記してゐるのは其の動向を明白にしてゐるやうに思はれるのである。

ノール戦線と並んで共和國北部國境守備に重大役割を演じたのはモーゼル・ライン・アルデンヌの

各戦線であるが其の動きは殆んどノール方面軍と同様であり特に独自の動きを示してゐるものはないのであるが、然しノール戦線に對するが如き聯合軍の攻撃が行はれてゐないため全般にノール戦線に見られるが如き困難は認められず寧ろ平靜なる空氣があるのを知るのである。

就中ライン・モーゼル軍は、キュスチーヌ・プランに於いて其の部隊の改編が企圖されてゐる點より見ても殆んど聯合軍の攻撃を受けて居らず平靜なる状態を續けてゐるのを知るのであるが、五月三十一日革命後漸次攻撃を受け六月下旬にはマインツが包圍せられるに至つて居り、キュスチーヌ將軍の轉任後ポールネー將軍の下に苦戦を重ねるに至つてゐるのであつて、斯る状態はノール戦線に重壓を加へるものとして特に注目すべきものを有してゐるのである。然し乍ら全般的に此れを検討して見た場合未だ直接的にライン・モーゼル戦線が崩壊の危機に瀕してゐると思へないのであつて、マインツを除いてはノール戦線とは比較にならぬ平静さを保つてゐるやうに考へられるのであり、多くの報告文書も此れを裏付けてゐるのである。

即ち六月十日付モーゼル軍付委員の報告がオーストリヤ軍への勝利を傳へると共にアルデンヌ軍との連絡も好調であることを述べ又六月十九日付メツス發の報告もロンウィー方面に於ける勝利を認め

(註三八)

てゐるのは、ノール方面は同地が全く異つた平靜なる状態にあるのを立證してゐると言ふべきであり、

更に六月二十二日の會議に於いて公安委員會がモーゼル軍のピレネー方面軍への編入を決定し、次い

(註三九)

でヴァンデーへの出兵を決定してゐるのは斯るモーゼル戦線の平靜さを其の儘示してゐるものであると言ふべきであらう。

モーゼル・アルデンヌ・ライン戦線は斯くて積極的な攻撃の立場を得てゐる譯ではないが、さりとて守勢を續けてゐるばかりではなくノール戦線に比較して極めて弾力性ある戦線を構成して居り、少くとも同方面國境を通じては聯合軍の侵略の危機を思はせるものはないのである。

以上ノール、ライン、モーゼル、アルデンヌの各戦線の動向を通じ所謂北部國境の危機はノール縣戦線より生じてゐるのを知るのであるが、ノール縣は首府パリの直接の防壁を爲してゐるだけに其の崩壞の危機は想像以上の恐怖と打撃を革命派に與へてゐるのであつて公安委員會の苦心は極めて多大であつたものゝ如く、更に其上東部、南部及び地中海戦線の防衛責務を有してゐるため其の徹底的防衛を計るには多大の困難を伴はざるを得なかつたやうに思はれるのである。

即ち其の北部國境防衛は東部、南部地中海戦線の變動に依つて絶えず動搖せしめられるに至るのであつて、公安委員會としては今や眞に全戦線の徹底的整備、調整を計らねばならなかつたのであるが、公安委員會をして斯る状態に陥らしめた東部及び南部地中海戦線は然らば如何なる動向を示してゐたものであらうか。

(三)

六月二日革命以後、東部、南部戦線に關し最初の戦況報告を行つたのは恐らく六月二日付ペルピナ
ン發報告であると思はれるが、同報告に依ると同方面の事態はスペイン軍侵入以來最も悲觀すべきも
のであるとし急速なる援助が必要であると述べてゐるのである。(註四〇)

此れはペルピナン及びバイヨンヌを中心とするスペイン軍の進攻に對する東ピレネー及び西ピレネ
ー戦線の一般的情勢を述べたものでなく、局部的報告に過ぎないもので東部即ちナンシーを中心とす
るアルプ方面軍並びにニースを中心とするイタリヤ方面軍の情勢には何等觸れてゐないのであるが、
少くとも公安委員會の改組に至るまでの同方面軍よりの公安委員會宛報告に依る限り何等急激なる變
化を同戦線には認め得ないのであつて、(註四一) 問題とすべき戦線は南部地中海水域に限定されるやうに思は
れるのである。

ペルピナン報告は東ピレネー戦線の六月初頭の形勢を卒直に述べたものであるが、西ピレネー戦線
の動向を示したものであるとしては六月六日付バイヨンヌ發報告があり、同報告に依ればバイヨンヌ防衛の
關門サン・ジャン・ピエ・ド・ポールの大道を守る全ての防壘は攻撃され兵力が不十分なるためバイ
ヨンヌの自衛は困難であるとなしてゐるのであつて、西ピレネー方面軍も東ピレネー方面軍と同じく

困難なる状態にあるのを知るのである。

然るに其の後の東ピレネー軍の情勢に關しては、ペルピナン發報告を順次検討した限りに於いては一要塞ブルガルドの攻防戰が其の報告の主要なるものとなつてゐるだけであつて戰線一帯が動搖してゐるとは考へられず、必ずしも全般の形勢は悲觀すべき状態にあるとは思はれないのである。

即ち六月十四日付カルカソンヌ發報告はブルガルドの運命を八日間以内に定まるものとし、同月二十八日付ペルピナン發報告はブルガルド開城後のスペイン軍の攻撃目標はコイニールであらうとなし、更に七月五日付コイニール發報告は同地の情勢は平靜を保つてゐるが海陸共に連絡は十分ならざることを示し、次いで同月九日付同地發報告はコイニールに對するスペイン軍の攻撃開始を報じてゐるのであるが、^(註四四)此れ等の一聯の報告は共和國軍の劣勢を明示してはゐるものゝ未だペルピナンの本營が脅威されてゐるのを述べてゐないのであつて僅かに前衛部隊の敗退を報告するに止まつてゐるのである。

バイヨンヌに本營を置く西ピレネー戰線は其の主要戰鬪地域をサン・ジャン・ピエ・ド・ポールに有してゐるものであるが、六月二十四日付バイヨンヌ報告に依ると同地帯の一部の陥落を認めて居り同時に其の陥落はフランス軍の訓練、統一に新たな刺戟を與へてくれたものであると言つてゐる。^(註四五)

同地發の報告は其の後兵員の増加並びに兵器補給の必要なることを力説すると共に軍紀保持のため

軍法會議の開設を求めて居る以外は格別なる戦況を齎らしてゐないのであつて、西ピレネー戦線は東ピレネー戦線以上に平靜なるのを知るのである。

斯くて東西ピレネー戦線は以上の報告を認める限り概して平穩なる空氣を漂はしてゐるのが知られるのであつて扁部的な戦闘以外には何等作戦上の重要な動きを認め得ないのである。

然るに地中海水域特にコルシカ島の情勢はピレネー戦線とは別箇の様相を呈してゐるのであつて、其の地域に於ける戦闘は注目すべき影響を南フランス一帯に與へてゐるのである。

コルシカ島に關する情勢は七月二日付アジャチオ發報告に依つて明示されてゐるが、同報告に依ると同島一帯は暴動状態にあるのを知るのであつて、バスチア、カルビの諸都邑も危険なる状態にあるのを暗示してゐるのである。斯る事態は、同報告も述べてゐる如く同島が全ヨーロッパに挑戦し得るが如き作戦上の要地である點(註四六)より見て南部戦線の今後の動向に多大の影響を與ふべきものであり、其の重要性は革命政府としても特に考慮してゐる所のものであつたのである。

コルシカ島は島内の暴動に關する限りは當時のピレネー軍の兵力で制壓し得るものであり、南部戦線には直接的影響を與へない地域であるが、一度スペイン海軍が活動を起しイギリス艦隊と策應して上陸を試みるに至ると甚大なる打撃を與られる恐れが多分にあつた所であり、海軍力の極めて劣勢なるフランス軍としては斯る事態の勃發は極力避くべきものであつたのであるが、南部地帯に於ける陸

上戦線が緩慢化すれば必然的に斯る事態は將來せられる可能性があつたのであり、斯る意味に於いて
コルシカ島の形勢は常に注視さるべきものであつたのである。

(註四七)

然るに七月七日付ツーロン發報告はスペイン艦隊の出勤を報じて其のイギリス艦隊との合流を豫想
して居り、更に其の合流の曉には北イタリヤ諸國は全てフランスに宣戰の恐れがあるのを認め、次い
でコルシカ島制壓に依るツーロン、マルセイユの軍事的危機を述べてゐるのであつて、聯合軍に依る
地中海水域の制壓はフランスの軍事的困難を決定的たらしめるのを示唆してゐるのである。

(註四八)

コルシカ島よりの報告は其の後聯合軍艦隊の攻撃を認めてゐるが決定的な其の制壓反撃並びに暴動
指導者の勝利も認めてゐないのであつて急速なる降服は未だなされてゐないのであるが、フ
ランス南部戦線全體の問題としてはコルシカ島の形勢が以後最大の重要性を有するものとして擧げら
れるに至つてゐるのである。

ピレネー・コルシカ兩戦線は斯くして相互に密接なる關聯を保ちつゝ、イタリヤ戦線と相俟ち公安委
員會の戦争指導に暗影を投げかけてゐるのであるが、其の戦況に關する限りノール戦線に於けるが如
き深刻性を未だ有してゐるものではないのである。

以上検討し得た範圍内に於いては要するに國境の狀勢は部分的には戦線の崩壞の恐れがあるも全般
的には守勢にありながらも直接的な危機にあるとは思はれないのであり、又其れが直ちに恐嚇政治の

成立を要請した事態と言ひ得ないのであるが、然らば恐嚇政治の成立を促した要件として何故に所謂「國境の危機」が考へられねばならないのであらうか。此れは戰況報告にも示唆されてゐる如く軍事的敗退に革命自體の所業を危殆ならしめる事態が併在して國境の不安を過大に爲したことに依ると考へられるのであつて、此の點に國境の危機が考へられねばならぬ所以を求め得られるやうに思はれるのである。

恐嚇政治に重要な役割を演じた公安委員會の改組に對し且つ又恐嚇政治の成立に國境危機が作用してゐるとすれば其れは將に斯る意味に於いて考へられるのが正當ではないであらうか。

(四)

國境不安を激成した副次的事態は然らば如何なるものであり如何にして國境守備に作用してゐるのであらうか。全般的に此れを見ると要するに其の作戰自體に直接的影響を及ぼしたのは軍需品の缺乏及び補給の停滯であり、更により以上の重要な影響を戰爭指導並びに作戰行動に及ぼしたのは國境守備軍背後に於ける反革命の陰謀であつたと思はれる。

軍需品の缺乏、食糧の不足及び補給の停滯は北部、東部、南部の各戰線を問はず共通の悩みであつたのであり、其の具體的例證は多數存するのであつて、特に北部戰線に於いては小銃、ピストル、食

糧、馬匹、彈藥の不足及び其の補給が絶えず問題化してゐるのであり、六月十二日付モーブージュ發
報告(註四九)の如きはノールは必要なる軍需物資を殆んど持たず、其の調達、補給こそ全てを解決し得るもの
で祖國に勝利を齎す最大のものであるとなしてゐるのであつて、ノール軍の不振の原因は其の一部を
補給の面に有してゐると考へられる位である。ノール軍の報告と相前後して到着してゐるメツス發六
月二十六日付報告もモーゼル軍が全般的に彈藥、食糧を缺いてゐるのを指摘し、セダン發六月三十日
付報告も同じくアルデンヌ軍の給養の劣悪なるのを述べて居り、ライン軍に關しては六月三十日付ス
トラスブール發報告が公安委員會に軍用品の供給を求めてゐるのから推しても軍需品の不足並びに補
給の停滯の甚だしいのを知るのであつて北部國境全戰線は全て其のために作戰を自由に爲し得ない憾
みがあつたやうに思はれるのである。

カルノーは此の點を軍需品特に食糧の不足は生産者が最高價格に不満であるため賣却しないことに
依るものであると指摘し、(註五一)軍需品補給調達は廣く公安委員會の經濟政策に關聯してゐるのを示唆して
ゐるのであつて、カルノーと云へども補給の停滯に伴ふ作戰の停滯には何等對策をとり得なかつたも
のゝ如くであつたのである。

東部アルプ方面軍及びイタリヤ方面軍に關しては戰鬪規模の狭少なる點等よりして北部方面軍に比
較すれば殆んど軍需物資の不足に關する報告を見ないのであるが、ペルピナン、バイヨンヌの東西ピ

レネー戰線に於いては北部戰線と同じ状態にあるのを知るのであつて特に兵器の不足は著しいものがあつたのである。

斯る國境全戰線に於ける軍需物資の不足補給調達の困難は、直接的ではなくとも作戰行動に對し多大の影響を與へたのは明白であり、作戰上各軍團は屢々不利なる態勢に依らざるを得ない状態に陥つたのであるが、斯る軍需物資の不足、補給の停頓は然らば根本的には如何なる事態に基いてゐるものであらうか。此れは戰線よりの多くの報告に於いて明示されてゐる如く公安委員會の經濟政策の全般的な失敗に基くものであつて、其の失敗が前線に對する補給をも停滯せしめてしまつたものと思はれるのである。

此處に於いて斯る「國境の危機」を齎らした條件としての軍需物資の不足、補給の停滯に關聯して公安委員會の經濟政策の検討を行ふ必要が生じてくるのであるが、此れは單に國境不安の經濟的原因とも言ふべきもののみを明白にしたばかりでは無く、更に延ひては恐嚇政治の成立に對する重要な契機となつてゐるのを示してゐるものでもあつたのである。

換言すれば此の經濟政策の検討を通じ、恐嚇政治成立への經濟的契機とも考へられるものを把握し得るやうに思はれるのである。

然し此の經濟的契機は「國境の危機」の場合に於けると同じく直ちに公安委員會の改組を促し恐嚇

政治成立の決定的なるものとなつたのではないのであるが、他の契機と考へられるものとは少しく異つた作用を働いてゐると思はれるのである。

經濟政策の失敗は戰況報告と共に其れに介在して屢々指摘されてゐるのであるが、此れは特にノール戦線に多く見出されるのであり、例へば六月十二日付モーブージュ發報告の如きはノール軍に軍需品が全くなく其の調達、補給は最大の問題の一つであり、其の問題の解決こそ祖國に勝利を齎すものであると傳へて居り、又六月二十一日付アラス發報告は同地方の市場には穀物が少しもなく軍用倉庫は四百ラシオンの小麥を有してゐるに過ぎずと述べ、更にリール、アミアンの食糧状態は危険状態を呈してゐるが、此れは生産者が最高價格の關係上市場に出荷しないためであり、市場供出には強權を行使する必要がある等としてゐるのである。更に同二十三日付アラス發報告は重ねて同地方の生活必需品の缺乏に言及し、此れには人爲的な作用が働いてゐるものと認めパ・ド・カレー、ノール、エヌ、ソナムの諸縣の行政官の集合を求めて、一、生産者をして故意に隠匿してゐる小麥を供出、賣却せしめる方法。二、本縣へ他縣の餘剩物資を流入せしめる方法。三、各縣内の最高價格の調整等の方法を協議したとし、更に六月三十日付セダン發報告は小麥の缺乏は最高價格に關する法令に關聯してゐると明示し、七月二日に於ける公安委員會は食糧調達は市場外で行ふのも止むを得ざるものと認め(註五六)て居るのであつて軍需品の缺乏、食糧の調達困難は既に北部國境に於いても其の經濟政策の失敗に基

くことが立證されてゐるのである。

七月四日付公安委員會議事録は更に其れを明示し軍需品、食糧の購入に際しては市場購入以外の方
法をとるべきこと及び食糧の供給者には生活必需品及び硬貨を與へること並びに五月四日制定の最高
價格を逸脱してはならぬこと等を述べて居るのであつて同様の事態はノール戦線のみならず東部、南
部、各戦線よりの報告の中に窺ふことが出来るのである。

西ピレネー戦線近くの七月四日付アヂャン發報告は、五月四日令は今や放棄されてゐる状態で諸縣
の大部は食糧を缺きパンの價格は著しく高く或る地域では五月四日令の廢止を餘儀なくされた^(註五七)と述

べ、各地に於ける軍需物資特に軍用食糧の調達不能は五月四日に制定公布された最高價格令に其の根
本的原因を有してゐることを指摘してゐるのである。斯る五月四日制定の最高價格令は然らば如何に
して制定せられ、如何なる規定より成り全般的に如何なる効果を齎らしたものであらうか。

斯る事態を知るためには先づ五月四日令の規定内容を見る必要があるのであつて、法令の示す所に
依れば其の規定対象は穀物及び穀物の生産、賣買に限定されてゐるのである。

(註五八)

法令は先づ本令公布直後に於ける穀物の生産者、貯藏所有者及び取引、賣買關係者の現在に於ける
保有量の各居住地域行政官廳への申告義務を規定し、次いで市、町、村の郡、縣、國民公會内務委
員會への保有量調査の申告を命ずると共に保有申告の不履行及び虚偽の申告をなした者に對する家宅

搜索、沒收の罰則を定め、更に行政官の市場に於ける穀物供出上の生産者、商人に對する強制徵發權並びに内務委員會の諸縣に對する穀物供給徵發の權限を規定すると同時に穀物賣買に伴ふ數量の届出を命じ、最後に穀物の各縣に於ける最高價格設定のため、各郡行政官に一月より五月に至る市、區、町、村の穀物相場表の縣に對する提出を行はしめ其の相場表に於ける平均價格を最高價格と決定し、次いで最高價格の六月より九月に至る期間に於ける引下を定めると共に最高價格の賣買當事者に於ける履行を命じてゐるもので、全般に罰則は三百リール以上一チリール以下の罰金及び沒收に止まり死刑は穀物の故意なる隱匿、廢棄の場合に限られてゐるのである。

要するに五月四日制定の穀物最高價格令は穀物の最高價格を設置し其の國家管理を企圖した劃期的な法令であるが、此れは抑々如何なる目的と如何なる事情に依つて制定せられるに至つたのであらうか。此れには一七九三年初頭以來の一般的な物價騰貴及び三十萬軍隊徵集令に伴ふ軍用食糧の確保が多大の影響を與へてゐるのであつて、特にアツシユヤの暴落及びブルジョア商人階級の獨占、投機が不當に食糧價格を騰貴せしめ生産者の市場賣却を拒否させ其の結果一般消費者を飢饉に陥らしめた状態に基くもの、如く思はれるのである。

三十萬兵士徵集令實施の責務に當つた地方派遣委員の國民公會及び公安委員會宛の報告は斯る事態を解明して餘す所はないのであるが、此の市民消費階級を飢饉の危機に陥らしめた事情こそ五月四日

令の如き穀物國家管理に依る生活の安定を要望せしめた最も直接的な原因であつたのである。五月四日令は斯る社會的、經濟的事態に依り公布されたものであるが、其れが急速に公布せられるに就いては政治的情勢も與つて力あるものであり、就中デユムリーエを始めとする軍隊指揮官の裏切及びヴァンデー地方を主とする叛亂に見られるが如き全國的な反革命運動に對して更に一般的な食糧の危機が、其れを助長するが如く作用するのを阻止する方策としてもとられたのである。

此の點に於いては五月四日穀物最高價格はマチイエ(註六〇)も認める如く反革命粉碎の手段としても見られるのが許されると思はれる。

此處に於いて五月四日令制定には以上の如き條件が加つてゐるのが明らかにされた譯であるが、其の現實に於ける効果は既に戰線よりの報告に關する限り極めて薄く、寧ろ食糧供給の障害物の如き作用を働いて居るのであつて國內諸地方に於いても同様の状態にあるのが觀取されるのである。最高價格令が地方諸縣に於いて實施せられるに至るのは五月三十一日革命後の全國的な政治的不安の中に於いてであるが、其の制定、適用の仕方、時期は極めて統一を缺いてゐるものゝ如く、例へば隣接してゐるノール縣とパ・ト・カレール縣に於いてはノール縣の最高價格設定は五月三十日であつて然も其れはパ・ド・カレール縣のよりも若干高く、カルバドス縣のは隣接してゐるユール縣よりも高く此れがため最高價格の低く設定せられて縣の穀物は全て最高價格の高い縣に流入する状態を呈して居り、セ

イヌ・アンフェリユール縣の如きは穀物移入が不可能のため、ソナム、ユウール、カルバドス諸縣の最高價格に關して國民公會に不満を訴へ、ジロンド縣は近接諸縣の穀物を獨占するに至つてゐる状態を示して居り、ヨンヌ縣に於いては生産者の不正申告が報せられ、オート・ヴィアンヌ、ピュイ・ド・ドーム諸縣は六月末日には事實上最高價格を放棄して居りドゥ縣も七月には同様に其の放棄を報じて居り特に品種の異なる裸麥、燕麥の如き價格に關して最高價格の設定の困難を認めて居り、更にロ―及びブランドでは著しき穀物及び食糧の缺乏を見、ユール・エ・ロアール縣では全く最高價格は適用されてゐないのであり、斯くしてパリへの穀物供給はエーヌ縣を除き諸縣では殆んど行つてゐないのであつて、要するに最高價格は其の本來の目的を殆んど達成し得てゐないのを知るのである。此の意味に於いてはドゥ縣の最高價格廢止及自由取引こそ民衆の食糧を確保し得るとの報告は、最高價格が如何なる結果を呈してゐたかを知らしめる好適なる資料であると言へるのである。(註六一)

五月四日最高價格は此れに依り軍需食糧のみならず、一般民衆の生活をも安定し得ざることが明らかとなつたが、此の最高價格の失敗は如何なる理由に基くものであらうか。各地の報告の示す所に從へば根本的には法令自體の缺陷が其の失敗を將來したものと考へられるのである。法令の最も缺陷と思はれるものは、地方諸縣に自由に最高價格の設定の權限を與へ全國的な強制力ある最高價格を中央政府（國民公會）自身が設けなかつたことであり、此れがため縣に依り最高價格に差額が生じ穀物の

偏在、獨占を齎らし縣、郡、區の各行政區域に於いて經濟戰爭を見るに至つたのである。(註六三) 次いで缺陷と見るべきは最高價格の求め方自體に見られる、が如く最高價格設定の基準が全く現實的考慮を缺いてゐることであつて、現實に於ける經濟社會の動向を殆んど無視し極めて安易な方法を其の基準設定に置いてゐることである。即ちアツシンヤの下落の程度、割合及び一般物價の趨勢を考慮してゐない(註六三) ため其の設定せられた最高價格は實際には其の儘適用し得ない低いものとなり、商人等の投機、買占を許すことになつたのであつて、此れは同時に土地所有者、ブルジョア出身の多い地方行政官の自由、獨斷的な法令解釋、適用を行はしめるものであつたのである。法令が屢々反對の意味に於いて適用されたと言はれるのは斯る事情に依るものと思はれる。

更に法令の缺陷と思はれるのは穀物保有者の申告義務を其の居住地に限り、保有倉庫の所在地に對するのを看過したことであつて、これは生産者の市場供出を其の家庭保有量を除く殘餘と規定し乍ら保有量を決定しなかつた失敗と相俟ち生産者、商人の自由な賣買を認めることになつたのである。法令の缺陷としては其の他取引穀物の種類別規定の缺如、法令設定目的の不徹底、罰則の寛大及び非生産縣への穀物給供關係の規定缺如等を認め得るのであつて、要するに本令は經濟法令として其れ自體に重要な缺陷を多く含んでゐるため何等成果を得ずにしまつたのである。法令が實際に成果を得なかつたことに就いては、本法制定が其の動機に於いて反革命制壓の手段として考へられ、經濟的より

は寧ろ政治的效果を求めてゐる點があり、其のために積極的に其の改訂強化の如きがとりあげられるに至つてゐない事情等に依るものとも考へられるのであるが、何れにせよ本令が社會的に何等反響を起さず、反つて軍隊食糧の供給を阻害し穀物の飢饉を促進したのは明白であると言はねばならぬのである。

斯くして經濟政策の失敗は公安委員會の經濟的政治的無力を立證したに止るのであるが、斯る事態は經濟的に公安委員會の改組を必然的に求めると共に、更に經濟政策の遂行のため強力な手段が要望せられざるを得なくするのであるが、此處に消極的ではあるが恐嚇政治の成立を要請、促進せしめた經濟的作用とも言はれ得るものを指摘し得るのであつて、此れを恐嚇政治成立への經濟的契機と稱しても差支へないと思はれるのである。

軍需物資の問題を通ずる經濟政策の検討は以上の如く恐嚇政治の成立地盤の一部面を解明するに至つたのであるが、同様に國境の不安を激成した副次的事態としての反革命の陰謀は如何なる關聯を恐嚇政治の成立に有するものであらうか。

(五)

反革命の陰謀に關しては多く戰況報告の中に其の事例を見出すのであり、例へば北部戰線に於ける

六月八日付セダン發報告は、縣の行政官が反革命の大規模なる準備をしてゐるのを指摘し、更に六月二十一日付アラス報告はブローニーニユ附近に貴族の反革命陰謀が行はれ軍隊と民衆の離間を試みてゐると傳へ、次いで六月二十七日付カンブレ發報告は王黨派が軍隊内部で反革命の煽動を行つてゐると述べてゐるのであつて、以上の報告に依つて同方面の政情が、極めて不安定であるのを知るのである。

斯る一聯の反革命に關する報告はカルノーのオステンド市に關する報告に徴しても明らかなる如く北部戰線一帯が反革命の動亂に露らされてゐるのを認めてゐるものであつて、軍事的劣勢は更に政治的不安に依つて促進されてゐるのを見出すのであるが、

北部國境に次いで東部、南部の各戰線を見ると同様に反革命の動亂が存するのであつて、特に東、西ピレネー、地中海水域は著しいものがあるやうに思はれるのである。

六月二十五日付バイヨン(註六七)發報告に依ると、同地にはセダン市と同じく地方行政官の反革命的行動が行はれてゐるのが示されて居り、七月十二日付ツールーズ發報告は動亂に關して重要な記述を行つて居り、南部戰線は北部に増して動亂の程度が激しいのを知るのである。

ツールーズの報告は革命の進展を阻害する一箇の組織がツールーズに擴大し愛國者が迫害を受け、縣の行政部が中央政府の法令及び命令を無視し奇怪な同盟の結成に努めてゐると記して革命の危機を

示唆し、更に彼等は國民公會を否認し其の周圍に共和主義者が集るのを阻止せんとし、同時にフェデリリズムを擴大してフランス南部と北部の分裂を計るものであると述べ、其の動亂が相當組織的な強力なものであるのが示されてゐるのであつて、北部戦線に於ける反革命の動きとは稍異なる性格を有するものゝ如く思はれるのである。

ツールーズは直接ピレネー戦線に位置する都會ではないがバイヨンヌの唯一の後方連絡基地として重要な役割をなしてゐる地域であり、此の區域に於ける斯る動亂の發生はバイヨンヌにも甚大な影響を與へてゐるのは論ずるまでもなく、其の處理制壓の仕方如何は西ピレネー全戦線の向背を決するが如きものであつたのである。

一方地中海水域に於いてはツールロン、マルセイユに於いて共和主義者の壓迫せられてゐる事實が示されて居り、六月四日付イタリヤ軍村委員のツールロン^(註六九)發報告は同地の軍用倉庫の缺乏並びに勞働者の不滿を傳へ、同様に反革命運動の存在を確認してゐるのである。

アルプ戦線に於いてはリヨンが其の運動の中心地として五月初旬以來派遣委員の問題としてゐる所であり、六月二日付シャンペリ^(註七〇)發報告の如きはリヨンの軍用倉庫が叛徒の掠奪に委せてゐるのを報じてゐるのであつて、南部及び東部の全戦線は全く背後に或は軍隊内部に反革命の重荷を背負つてゐるのを知るのである。

東部及び南部の各戦線の報告は其の地域の叛亂が極めて組織的なるものであるのを示すと共に北部國境とは其の理念を異にしてゐるのを示して居り、北部に見られるが如き單なる反革命、陰謀に止まるものでは無くフェデラリズムを強化擴大するものなることを明示してゐるのであるが、北部國境に於ける反革命陰謀と相俟ち其れが國境不安を醸成し革命遂行を脅威してゐる重大要素であるのは屢次に渉る報告に徴して明白であると言はねばならぬ。

國境の危機の中には斯くして革命の危機を包含する恐るべき要素が多分に伏在してゐるのを分析し得た譯であるが、此れは恐嚇政治の成立の第一歩として象徴せられてゐる第二次公安委員會の結成に果して如何なる程度に如何に作用したものであらうか。換言すれば恐嚇政治の成立に如何なる關係を有してゐるものであらうか。此れを解明するには然し乍ら更に反革命の陰謀と密接なる關係を有すると思はれるフェデラリズムの全般的検討を必要とするかと考へるのである。

フェデラリズムは元來ジロンドの地方分權主義を指摘するものであるが、此處に於いては其のジロンドの惹起した叛亂を意味してゐるものであつて、報告に従ふと其の叛亂はパリ周辺の二十數縣を除き南部、西南部、西北部の諸縣に行はれてゐるのを知るのである。其の中でもリヨン、マルセイユ、ツーロン、ローゼル縣、ユール縣及びヴァンデー地方一帯は熾烈を極めてゐるのであるが、報告の中特徴的なるものを手掛りとして見た限りに於いては此のフェデラリズムは單なる叛亂ではなく同じ

革命主義者の反抗運動たることが示されて居り、更に其の中に貴族の陰謀の如き純粹なる反革命運動が混在してゐるのが示されてゐるのである。フェデラリズムの叛亂が如何に恐るべきものであるかは六月五日付グルノーヴル發報告に明示されてゐる所であり、同報告に依ればリヨンの叛亂は王黨派及びデュムトリエの起したもので無く、ヴリッソー派の起したものであり、其の結果其れは貴族の陰謀に勝利を與へ軍用倉庫を掠奪に委し、更にローヌ右岸の叛亂はピエモント國軍に對峙してゐるアルプ、イタリヤ兩方面軍を窮地に陥らしめたものであると爲して居り、これに依つて見ても既にリヨン全市は叛軍の手中にあるのを知るのであつて、同様の事態は委員の報告を通じ各地に發生してゐるのを見出すのである。

ロゼール縣のフェデラリズムに就いては同縣サン・シエリー、サン・フルール、マンド發の報告を通じて其の経過を知るのであるが、大體七月初旬に最も激烈化してゐるものゝ如く主としてエミグレ反革命僧侶が行政官に先立つて運動を指導してゐるのが觀取されるのである。

六月十九日付マンド發報告は更に同縣が極度の食糧飢饉に襲はれてゐるにもかゝらず、南部諸縣よりの流入が止まつてゐるため深刻な社會問題を起してゐると述べ、ロゼール縣のフェデラリズムは單なる政治的性格を有するのみではなく社會的、經濟的性格を有してゐるのを知るのである。ロゼール縣のフェデラリズムは斯くて別箇の形態をとつてゐるのであるが其の程度は、東ピレネー軍向けの

軍隊の出發を延期せしめてゐる點より見てもリヨンに劣らない激しさを持つてゐたと思はれる。
(註七三)

ユール縣はフェデラリズムに關しては、ロゼール縣に次いで激烈深刻な形態をとつた地域であるが、其の地方の叛亂が始めて問題化してゐるのは七月九日の國民公會會議に於いてである。従つて未だ直接的な作用を公安委員會に與へてゐないのであるが、フェデラリズムの脅威がリヨン、ロゼール縣と相乎應して存してゐた事實は戰爭指導に對し何等かの影響を與へたものと推察されるのである。

フェデラリズムの叛亂が最も大規模に行はれたのはナント、ボルドー間のヴァンデー、ジロンド、セーヌ・アンフェリユール縣の周邊地域であるが、同地域よりの報告は好く叛亂の特質を捕へフェデラリズムの一般的特徴を述べてゐるのであつて例へば六月二日付ソーミユール發報告の如きは明白に其の原因を六月一日事件にあるものと認め續く數多の報告も其れがジロンド殘存分子の策謀に依るものなることを示してゐるのである。亦其れと同時に六月二日に於けるジロンド派議員の失脚は多大の反響と不安を與へてゐるのであつて六月三日付ロリアン發報告は其の事態を次の如く述べてゐる。即ち「國民公會の最近に於ける會議は最も烈しい不安を人々に將來した。人々は國民公會が最早言論の自由を認めない強大な政黨に依り支配されたと信じてゐる。人心は一般に不安になり吾人は其れを鎮めるのに努力したが、事件に關する正確なる情報が入つてゐない故か思ふやうにはなつてゐない。政府派遣の政治委員は殆んど信用されてゐない状態であり、フィニステール縣でも同様である。人々

の誇張され誤られた情報に對する盲信を打破し、中央との連絡をとるのが先づ必要であらう。事件に關する正確なる情報を與へよ」とし六月二日革命が甚大なる反響を與へてゐること及び國民公會に對する信用が甚だしく薄らいでゐるのを知るのである。

同地域は然し乍ら既に三十萬軍隊徵集令の公布せられた二月以降、他地方に見ざる猛烈な反抗闘争を續けて居り、^(註七五)其のため六月六日付ニオール發報告の示す如くノール、アルデンヌ方面軍の來援を必要とする位の事態を招いてゐたのであるが、斯るジロンド分子の追放は更に當地方の人心を不安定たらしめたもので、フェデラリズムの叛亂は其れを温床として必然的に擴大せざるを得なかつたのである。

叛亂は其の後ラ・ロシエル、シエルブルを中心として激烈を極めて居り、六月十一日付クータン^(註七六)ス發報告に依るとシエルブルの海岸區域は全て連絡を絶たれ、カン市の如きはジロンド派に策應するイギリス艦隊の脅威を受けてゐるのを知るのであつて、同地方に於けるフェデラリズムの叛亂は斯る内外よりする脅威に惱まされてゐる人々を最も容易に説服し其れを策動根據として獲得し得たものと思はれるのである。

此れと並びヴァンデーの北部ブルターニュ半島區域に於いても五月三十一日のジャコバンのクレーターは非立憲的であり、國會に於ける投票の自由を擁護し人身の安全を期するため、保安軍隊の設立

が必要であるとの聲が高く、又軍隊付及縣付委員に對する信頼は殆んど失はれてゐる状態であるのを知るのであつて、フランス西部及び西北部西南部は一般にフェデラリズムで満ちてゐるのを見出すのである。

フェデラリズムは斯くてフランス全土の三分の二を占めてゐる譯であるが、此れは同時に公安委員會の地方行政の弱體化を意味するものであり、他面に於いては激烈化の一途をたどる國境全戦線の兵士に革命政治の歸趨に關し多大の疑惑を抱かしめるものがあつたのである。

フェデラリズムは其の本質に於いて革命政治の運営に關するジロンド、ジャコバンの政争に基く純然たる政治的運動であるが、此のフェデラリズムを通じて五月三十一日革命は單に表面的な革命に過ぎないのを知るのであつて其れは更に革命フランスの大部の地方行政がジロンドに其の儘歸屬してゐるのを知らしめるものでもあつたのである。地方行政が中央の政争を超越して動搖を示さなかつたのはジロンドの政治力がブルジョア、地方行政官の支持の下に未だ確固たるものであつたのを立證するものであつて、例へ其の中央に於ける政治的權力が各方面に於ける相次ぐ失敗に依つて動搖せざるを得なかつたにせよ事實に於いて、其れはジロンドの勢力の全國的な分布を如實に示したものであつたのである。

報告に従ふ限りフェデラリズムは其の最高潮に達してゐる場合に於いても首府パリに遠征軍を送り

得る程度には強力ではないのであるが、其れが反革命の陰謀に絶好の機會を與へてゐる點で厄介な負擔を公安委員會に背負はしめてゐるものと言ふべきである。

然も其れが前線兵士のみならず多くの革命派に革命政治の前途に對し少からぬ動搖を與へて居る點で、其れに對する行政の責任者としての公安委員會をして效果的な強力な手段で其の處理を行ふのを考へしめるに至つてゐるのであつて此處にフェデラリズムの恐嚇政治成立への重要なる契機となつてゐる所以を見出すのである。

即ち各地の委員報告を示す如く、公安委員會のフェデラリズム對策は殆んど成功してゐないのであり、亡命者財産の賣却、共有財産の分割、封建制の無償廢止(註七九)の如き社會政策のみでは叛亂阻止に何等の變動を示すものではなく、こゝにより包括的な且強力が政策が取られねばならぬ客觀的事態が存するのを知るのである。

以上の如きフェデラリズムの檢討を通じ考へねばならぬと思はれることは、先きにも觸れた如く六月二日革命は其れ自體で完結したのではなく、其の最終的結末を將來に持ち越した事件であること並びにジロンド殘存勢力の侵し難き力を保有するものなることの二點であつて、其れは更に如何にしてジャコバンが斯る國內政局の動向を克服し、以つて其の政治的權力の確立を計るに至つたかを考へしめる重大なポイントにもなつてゐるのである。即ちジャコバン擡頭の積極的直接的なる契機を如何

なる點に求めるかがシロンドの全面的反抗を通じて考慮すべき重要な問題となると思はれるのである。

國境の危機を齎らした副次的條件としての反革命並びにフェデラリズムは以上の如き検討を通じ、斯くして恐嚇政治の成立契機として求め得られる所以を明らかにされたのであるが、フェデラリズムは反革命運動を助長激化した點に於いて、又革命運動は革命自體の成果に直接的な脅威を與へた點に於いて共に、其の成立契機として重要な意義を有するものと思はれるのである。

(六)

國境危機の解明化の過程に於いて今や如何なる點に恐嚇政治成立の契機が存してゐるかは明白にせられた譯であるが、更に斯る契機が如何に其の成立に重要性を有してゐるかを如實に立證したものとしては、ジャコバン憲法が存するのを指摘し得るのであつて、此の憲法制定の結果はより明確に恐嚇政治成立の國內的契機を明らかにしてゐるのである。此處に於いてジャコバン憲法の検討の必要が生じてくるのであるが、既に把握し得た如き恐嚇成立の諸契機は此れを革命政治の觀點よりすれば、要するに「革命の危機」を意味してゐるのであり、亦他面に於いて其れは國境の危機に通ずるものを有してゐるのであつて言はば「革命フランス」の分裂化の動向を豫示してゐるものであるが、斯る事態

(註八〇)

は革命の崩壊を將來するものに他ならないと思はれる。

斯る分裂化を阻止し革命フランスの統一 *Unité* を計るのは公安委員會の本來の最高の責務であるが、既に其の政治指導力の皆無を證明されつゝある同委員會には何等期待すべきものは無く、こゝに何らかの形態に於ける分裂阻止、統一強化の方策が考へられねばならなかつた所以が存するもの、如く思はれるのである。

ジャコバンの九三年憲法の制定は、斯る事態に對應すべき政策の唯一の具體化したものであるが、同時に其れは又恐嚇政治成立の契機をより明確に立證したものであつた。

斯る政治的意義を有すると考へられる九三年のジャコバン憲法は然らば其の内容は如何なるものであり、其の制定効果は如何なるものであらうか。先づ主要特徴と思はれるものを九一年ジロンド憲法に對比せしめつゝ指摘すると行政區分及び政治主權の二點に於いて著しい差異があり、且一般的にジロンドの政治理念とジャコバンの其れが類似してゐるのを見出すのである。憲法所定の行政區分に於いてはジロンドの縣中心の組織はコミューンを行政最下部單位とするものに代はられ、縣の行政的權限は全く喪失せしめられてゐるが、此れはパリを始め主要都市に對する政治的優位を計る目的と共にジロンドの地方に於ける政治的權力を徹底的に崩壊せしめる目的を有して居り、九三年憲法の最大の政治的特徴となつてゐるのである。(註八一)更に政治主權はジロンド憲法に於いては明瞭な三權分立の原則

を認めてゐるのであるが、ジャコバン憲法に於いては立法部の行政、司法兩部への優位を認めてゐるのであつて行政部は立法部の下部構造の觀を呈してゐるのである。

此れに對しコンミュンの *Assemblée primaire* 初級議會は立法部より呈示された法律を拒否し得る權限が賦與せられ、政治主權は原則として國民各個にあるのが定められ立法、行政の代表者は其の下部に立つものとして考へられてゐるのであつて政治權力の順位として國民、立法、行政の段階を認めてゐるのである。

ジャコバン憲法の特徴はかくて主民共和制度の徹底化、三權分立の廢止、行政部の立法部歸屬の三點に歸納し得られるのであるが、斯る特徴を見た限りに於いては其の制定の目的は飽くまでも政治的なものであり、混亂分裂化しつゝあるフランスの政治的統一を、ジャコバンの立場よりではあるが、求めてゐるのは明らかであるのである。

九三年憲法の特質及び其の制定動機は以上の如きものであるが、其の反響は如何なる事實を示してゐるものであらうか。憲法の國民的批准を求めたと思はれる國民投票の結果は贊成者の數が壓倒的に多いのを示してゐるが、他方に於いて莫大な棄權者の存在を示してゐるのであつて七百萬の中一八六萬が投票實數に過ぎないのである。斯る莫大なる棄權の存在は内亂、政治的紛争、農作、徵發、無關心にも依るが、憲法反對を棄權行爲に於いて示したのに多く依るものと思はれるのであつて、更に住

民の總數と投票の實數及び憲法制定の贊成と反對の關係は革命の動向を求めると其の有益な地域の暗示(註八四)を與へてあるものであり、大體に於いて北部地方一帯パリ周邊は贊成南部、西南部は反對を示し且前者は後者より革命的なることを知るのである。

斯る投票の地域的分布はフェデラリズムの地域的分布に一致し且反革命の分布に略々合致するのであるが、此れは要するにフランスの南北地域に於ける分裂を具體的に示したに止まるものであり、直接的には憲法制定の政治的目的を達成し得てゐないと考へられる點が存するのである。然し乍ら憲法定制自體及び莫大な棄權者の存在及び投票後に於ける各地の贊否を廻る動搖は反面に於いて、其の政治的效果が如何に多大であつたかを示すものであるのであり、ジャコバンの政治的勢力が憲法反對の地方に於いても暗黙裡に認められざるを得ないのを立證してゐるのである。

斯るジャコバン憲法の制定は此處に於いてジャコバンのジロンドへの政治的勝利を決定づけ七月十日に於ける公安委員會の改組、獨占を齎らすのであるが、要するに憲法の制定はジロンドの殘存勢力及び反革命勢力の現實に於ける恐るべき脅威を示し、同時に其れに對するジャコバンの積極的な闘争及び革命の統一強化のための強力な獨裁的手段をとらざるを得ないのを明白にしたのである。

九三年憲法の制定は斯る意味に於いて恐嚇政治成立の契機をより具體的に如實に立證したと言へるのであつて、其れは亦ジャコバン派公安委員會の成立を齎らした有力なる要因となつたのである。

恐嚇政治の成立は斯くして歴史的必然性を有してゐるのが明白になつたのであるが、成立の基礎的契機は検討し得た範圍内に於いては公安委員會の改組を促進した國內的事態にあるのを認めざるを得ないのである。即ち七月十日の公安委員會改組に至る期間に於いては少くとも國內的條件が直接的な恐嚇成立の契機となつたのは明白であると思はれるのである。此の限りに於いては恐嚇政治は國內の事態に對應するための一時的な處置に過ぎないとも考へられよう。

(七)

恐嚇政治の成立は斯くて公安委員會の改組ジャコバンの獨占の事實の中に其の象徴的形態をとつて表はれるに至るのであるが、此處に問題とすべきはジャコバン派の獨占せる公安委員會の中にマクシミリアン・ロベスピエールが委員として名を列ねてゐない事實である。既に八月十日の革命、九月虐殺でジロンドのブリッソー派を痛撃し、次いで國王處刑に極論を振ひ更に五月三十一日、六月二日革命でジロンドに打撃を與へ、更に其れに續くフェデラリズの中で好くジャック・ルー Jacques Roux 等(註八五)の不満を抑壓しつゝ、コルドリエ・クラブ及びコンミュンの支持の下に憲法制定に成功したロベスピエールは、七月十日の改組に當つては絶大な權力を行使したと思はれるのであるが、自らは委員に列してゐないのである。此の事實は如何に解すべきであらうか。對ジロンドとの鬭争が憲法制定に依つ

てより好轉し革命政治の主權が、今や全くジャコバンの公安委員會に歸してゐるのが明白になつてゐるにも拘らず其の政治指導者としての巨姿を表はしてゐないことは、從來の政治的擡頭の過程より見れば解き得ない謎と考へる他はないのである。

既に見た如く六月二十四日可決のジャコバン憲法は、ジャコバンの政治的勢力の全國的擡頭を示したものであり、且恐嚇政治の成立の契機として多大の意義を有してゐるものであるが、其の制定は其の後フェデラリズムの猛威を振つてゐる地方に於いても絶大な反響を惹起し延ひてはフェデラリズム

(註八六)

の消滅を促進するに至る程度に於いて各地方の贊成を受けたのであつて、フェデラリズムに參する反革命運動の抑壓にも少からぬ效果を示したのである。此れはジャコバンの憲法制定に依る革命派の吸收が成功したのを示したものであり、同時に國內の動向がジャコバンの政治主權の掌握を認めたとを裏付けてゐるもので其の公安委員會改組、獨占を容易にした最大の原因であるが、其れは未だ全面的なジャコバンの、延ひてはロベスピエールの國政指導を容認するものではなかつたのである。換言すればジロンドの全國的叛亂の克服が直ちにジャコバンの國政指導權の把握を許さないが如き状態が未だ存在してゐた爲、ロベスピエールの改組後の公安委員會への直接的登場は困難であつたと思はれるのである。此處に於いて問題として検討すべきことは、既に六月二十四日憲法は國民の動向を明白にしたにも拘らず共和國存立に重大役割を演じてゐる軍隊の動向を其れが直ちに明白になし得てゐ

ないと云ふ事實である。軍隊付委員の報告に徴する限り、其の動向が明白になるのは七月十日の公安委員會改組後十數日の期間に於いてであつて國內諸縣の場合よりも二十日間近く遅延してゐるのであるが、五月三十一日革命及び其れに引き續くフェデラリズムの勃發、反革命の擡頭は既に見た如く國境に於ける軍隊をして著しく動搖せしめ更に革命政治の前途に深刻な不安を抱かせ延ひてはジャコバンの革命政治の指導力に多大の疑惑を起させたのであるが、斯る軍隊の動向はジャコバンにとつては最も注意を拂ふべきものゝ一であつたのであり、就中過激論者に増して革命の指導に努力を續けてゐたロベスピエールにとつては憲法制定後の最大の關心を拂つてゐる處であつたと思はれるのである。

然るに軍隊の憲法に對する動向は極めて好意的であるのであつて、例へばノール戦線のセザール・

キャンプ發報告は憲法が非常な喜びの中に受け容れられたとし、七月十二日付メツス發報告は同地に

於いて憲法が熱狂的歓迎を受けたと述べ、ライン軍の七月二十日付ランドオ發報告はボーアルネー將

軍が軍隊將兵に憲法の精神を説いた處、將兵はサーベルを擧げて死ぬまで祖國を擁護するのを誓ひ共

和國萬歳を叫んだと認し、七月四日付アデヤン發報告は西ピレネー戦線に於いて憲法條項及び其の受

容に就いて論議が行はれ市民の動搖を防止する唯一の方法として其れが見られてゐると傳へ、二十三

日付西ピレネー戦線サン・ジャン・ピエ・ド・ポール發報告は同戦線の將兵が一致して憲法を受容し

たとしてゐる等何れも軍隊の憲法受容を報告してゐるのである。此の軍隊の憲法受容の事實こそ將に

ロベスピエールに對し其の革命政治の指導に始めて強力なる全國家的な信任を與へたものと申すべきであり、此處に至つて始めてロベスピエールは國權行使に必要な確固たる政治的背景を獲得したと考へられるのである。

ロベスピエールの改組後の公安委員會委員就任が即時なされてゐない事實並びに其れに半ヶ月遅れて列した所以は斯くの如く解釋すべきではあるまいか。亦斯くしてこそ軍隊の支持を得た後の其の政治的進出の大道が但々として開かれてゐる所以をも理解し得るのではないかと思はれる。(註九三)

ロベスピエールは斯くて公安委員會改組後十四日にして委員會の一員として列し、戰爭指導並びに反革命抑壓に乗り出すのであるが、其の國政指導者としての登場と恐嚇政治成立の關係は然らば如何に把握すべきであらうか。

公安委員會の改組に至る事態の検討に従ふ限りロベスピエールの政治的登場がジャコバンの擡頭と關聯してゐるのは論ずるまでもないが、少くとも其の登場が直接的に恐嚇の將來を結果したとは考へられないのであり、恐嚇政治の成立はロベスピエールの擡頭に機會を與へてゐるもの、其れとは別箇の事態から要請されたもので一黨派、一個人の計畫的意圖から積極的に推進せられ、作爲されたものでは無いのである。換言すれば恐嚇政治はロベスピエールの登場とは無關係に共和國自體の有する事態が必然的に要請したものであるのを知るのである。

然し此れはロベスピエールの登場の面より見れば、其の登場に機會を與へた點に於いて深い關係を有してゐるものであり、恐嚇政治成立の契機の中特に國內情勢は其の利用する處であつたのであり、反革命抑壓は其の政治的擡頭の有力なる武器であつたのである。

恐嚇政治の成立は要するに其の要件として未だ鮮明なる形態を示さざるも進展しつゝある反革命運動並びに其れを促進する役割にある國境の危機を有し言はば歴史的必然性を有してゐたのを理解するのであるが、他方に於いて又ロベスピエールこそは其の政治的擡頭の過程より見ると將に斯る歴史的動向を冷靜に把握し、慎重な政治的處置と沈着な行動を示し得た唯一の革命政治家であるかの如き印象を與へるのである。

要するに恐嚇がロベスピエールを誕生させたものでもなければ、ロベスピエールが恐嚇を作つたものでもなく、兩者は將に「フランス革命」の運命的產物であつたのである。

註

- 一 A. AuIard. Histoire Politique de la Révolution Française. p. 314.
- 二 A. AuIard. Ibid. p. 318.
- 三 A. AuIard. Ibid. p. 351.
- 四 A. AuIard. Ibid. p. 357—8.
- 五 A. AuIard. Ibid. p. 359.

- 九〇 A. Auclard. Ibid. p. 361.
 九一 A. Auclard. Ibid. p. 366.
 九二 A. Mathiez. La Révolution française. Tome III. p. 1.
 九三 A. Mathiez. Ibid. p. 13.
 一〇〇 A. Mathiez. Ibid. p. 15.
 一〇一 A. Mathiez. Ibid. p. 25.
 一〇二 A. Mathiez. Ibid. p. 41—44.
 一〇三 A. Mathiez. Ibid. p. 48—51.
 A. Mathiez. La Vie chère et le Mouvement social sous la Terreur. p. 338.
 一〇四 A. Mathiez. R. F. Tome III. p. 65—6.
 一〇五 A. Mathiez. Ibid. p. 77.
 一〇六 G. Lefebvre. La Résolution Française. p. 207.
 一〇七 G. Lefebvre. Ibid. p. 208—10.
 一〇八 G. Lefebvre. Ibid. p. 215.
 一〇九 Recueil des Actes du Comité de Salut Public Tome II. p. 494. p. 516.
 Ibid. Tome II. p. 494. 所載の報告に依るとフランス軍のヘルギー撤退は三月二十五日には略々完了したものと思はれる。

一一〇 Cambridge Modern History. Vol. VIII. p. 421. に依るとノール方面聯合軍の兵力は大凡十五萬とせられて居り、尙、五月に於けるノール方面の敵兵は五萬餘りとされてゐる點から (Recueil de. Tome IV. p. 177.) 見るとフランスは兵力的に著しく劣勢なることが認められる。聯合軍の侵入を見ないのは一見奇異に思はれるが、此れは全くコーブルグの保身的

な消極的な作戦に依るものと見る他はない。尙北部國境全域のフランス軍は五十萬を超えてゐるが指揮、給養が劣悪であるため實際上三分の一程度しか使用し得なかつたと思はれる (C. M. H. Vol. VIII. p. 418.)

一一一、Ibid. Tome III. p. 32. p. 37.

一一二、Ibid. Tome III. p. 57.

一一三、Ibid. Tome III. p. 175—7. p. 198.

一一四、Ibid. Tome III. p. 287.

一一五、Ibid. Tome IV. p. 106—9.

一一六、Ibid. Tome IV. p. 177. 斯る聯合軍の企圖は他面に於いてフランスの外交に依る局面打破が行はれてゐるのを示すものであるが、其の主點は聯合國の離間にあつたのは勿論である。然し其の結果はオーラルを記してゐる如くプロシヤ、オーストリア、イギリスとの交渉が不調に歸し、結局外交による聯合國打破は失敗に終つたのであつて、其の公安委員會への打撃は言ふまでも無く延びては國境の危機を助長したものと考へられる。(A. AuIard. Etudes et Leçons sur la R. F. Tome III. p. 52.) 尙 Kerr も外交政策の行き詰りを斯る意味に解してゐる。(Kerr. The Reign of Terror. p. 132—3.)

一一七、Ibid. Tome IV. p. 300.

一一八、Ibid. Tome IV. p. 313.

一一九、Ibid. Tome IV. p. 347. 此れに依ると兵士がキユスチーナの就任を心から歓迎してゐると述べて居り、キユスチーナに對する期待の多大なること並びに其の軍略家としての有能なることを知り得る。

一二〇、Ibid. Tome IV. p. 487.

一二一、カルノーはブローニーニユ、カレーを訪問し、其の各コンミュンの徴兵定員を満たすため異常な活動を續けてゐるが、縣の行政官の徴兵決定の方法が誤つた基礎を本にしてゐるため思ふやうな成果を擧げ得ない旨を指摘してゐる報告を行つてゐる。

(Recueil. Tome IV. p. 488.)

三二、Ibid. Tome IV. p. 493. Kerr はキュヌチヌ・プランが假行政委員會に於いても積極的に實施を求められてゐると述べてゐるが (Kerr. The Reign of Terror. p. 122.) 此れに依ればキュヌチヌ・プランは殆んど總ての人に要望されてゐたものと思はれる。

三三、Ibid. Tome IV. p. 501. カルノーの作戰は又キュヌチヌのプランに一致してゐる點が少くなく、戦局打破のためには斯るプランが最も效果的のものと同様に考へられてゐたのを知り得る。

三四、此の報告は全般的な防衛上のプランを建てるには新に一つの Conseil が必要であると率直に認め、作戰計畫の建直の必要を示唆してゐる。(Recueil. Tome IV. p. 580—1.)

三五、守勢的態勢をとるに就いては此の場合、公安委員會の決定に従つてゐるのを知るのであるが、其れは六月十九日の公安委員會議事録も設してゐる如く全く國內情勢の急變特にヴァンデー叛亂に依るものである。(Recueil. Tome V. p. 5.)

三六、Ibid. Tome V. p. 157.

三七、モーゼル・アルデンヌ兩軍の連絡が圓滑にあつてゐるのは、此の場合オーストリア軍をリュクサンブール方面に壓迫したのに依るものと思はれる。(Recueil. Tome IV. p. 505—7.)

三八、ロンウィーに於ける勝利がモーゼル戦線の安定に寄與してゐるのは言ふまでもない。(Recueil. Tome V. p. 15.)

三九、Ibid. Tome V. p. 43.

四〇、Ibid. Tome IV. p. 427.

四一、ヘルピナン、バイヨンヌの危機を直接示した報告は皆無である。此の兩地點が安全なる限り同方面戦線は平靜と言ひ得る。
四二、Ibid. Tome IV. p. 471. に依ればバイヨンヌは寧ろ反革命の勢力に苦しめられてゐるのを知るのであつて、貴族の陰謀が大部を占めてゐると記してゐる。

四三、Ibid. Tome IV. p. 566.

四四、Ibid. Tome V. p. 118. p. 223.

四五、同報告は單なる戰況報告ではなく総合的な行政報告であつて、地方行政官が非合法的な集會を重ね、内亂を煽動しビレネー諸縣が陰謀で滿ちて居り、更に貴族と行政官の結合を示してゐるのを記してゐる。(Recueil de. Tome V. p. 83—6.)

四六、Ibid. Tome IV. p. 428.

四七、Ibid. Tome IV. p. 481—2.

四八、Ibid. Tome V. p. 57. 同報告は又ロルシカに於ける反革命派の存在を示してゐる。

四九、Ibid. Tome IV. p. 528—30.

五〇、キーンマン軍と關しては Recueil. pe. Tome V. p. 117. マンキン軍と關しては Ibid. Tome. V. p. 134. マンキン軍と關しては Ibid. Tome V. p. 138. 各々の軍需品の缺乏を訴へてゐる。

五一、Ibid. Tome V. p. 212.

五二、Ibid. Tome IV. p. 549.

五三、Ibid. Tome IV. p. 528—30. p. 574.

五四、Ibid. Tome V. p. 35—6.

五五、Ibid. Tome V. p. 60.

五六、Ibid. Tome V. p. 148.

五七、Ibid. Tome V. p. 175—6.

五八、L. Cahen. R. Guyot. L'oeuvre législative de la Révolution. p. 471—4.

五九、拙稿「シロントの崩壊」(史學二一ノ二)参照。

六〇 A. Mathiez. La Vie chère p. 187. マシュー・マシユールは純粹なる社會、經濟的事態に應ずるものとして見づる。(E. Levasseur. Histoire des Class ouvrières. Tome I. p. 190—5.)

六一 地方諸縣に於ける Maximum の制定效果に就いては A. Mathiez. La Vie chère. p. 188—99. 參照。

六二 A. Mathiez. Ibid. p. 189.

六三 M. Marion. Histoire financière de la France. Tome III. p. 99. Auréjac. の示す所に從へば一七九三年五月に於ける
アッシニヤは二四金貨リールに對し六一で約三分の一の額面價值を有してゐるに過ぎないのであり、此れから見れば一般
の物價が二、三倍になつてゐるのは想像に難くなく、此れに依つても最高價格は如何に非現實的な根據から設定されてゐる
かを知り得るであらう。(I. Auréjac. Les emprunts sous la Révolution. p. 145.)

六四 A. Mathiez. Ibid. p. 190.

六五 Recueil. Tome V. p. 35.

六六 Ibid. Tome V. p. 104.

六七 Ibid. Tome V. p. 83—6.

六八 Ibid. Tome V. p. 248.

六九 Ibid. Tome IV. p. 449. 尙反革命の地域的分布はプロッタの enclos (圍繞地制度) の行はれてゐる地域に合致し、社會經
濟的にも反革命が發生し得る所以を考へしめる點が多く存する。(M. Bloc. Les caractères originaux de l'histoire ru-
rale française. p. 61.)

七〇 Ibid. Tome IV. p. 422.

七一 Ibid. Tome IV. p. 459—61. フェデラリズムに關し、オーラールは戰時に於いてパリの獨裁を認めるかどうかはシロンド、
シャユパンの抗争の原因があつたが、五月三十一日革命は其れに一應終止符を打つたもので、其の結果としてフェデラリス

恐嚇政治の成立に關する若干の考察(鈴木)

ムが生じた」と述シ、端的にシロンド殘存分子の反抗運動と認めらる。(Aulard. Histoire de R. F. p. 395—404.)

中二、Recueil. Tome V. p. 22.

中三、Ibid. Tome V. p. 255.

中四、Ibid. Tome IV. p. 435—7.

中五、ヴァンギー地方の叛亂に就いては拙稿「シロンドの崩壊」参照。

中六、Recueil de. Tome IV. p. 516—9.

中七、報告に依ると同地方の住民は自ら委員、行政官の地位につくのを欲し、政府派遣の委員の地位を全く認めないのが知られる。(Ibid. Tome IV. p. 531—2.)

中八、此れがヴァンギーの放棄と經濟政策の失敗に依るものであることは明白である。

中九、A. Mathiez. R. F. Tome III. p. 12.

中一〇、M. Deslandres. Histoire constitutionnelle de la France, de 1789 à 1870. Tome I. p. 290.

中一一、M. Deslandres. Ibid. p. 276.

中一二、M. Deslandres. Ibid. p. 279—81.

中一三、E. Lavisse (Histoire de France Contemporaine Tome II. p. 149.) 及び M. Deslandres (Ibid. p. 290.) に従は

賛成一七一萬四千二百六十六條件付賛成十三萬九千五百八十一、反對一萬二千七百六十六となつてゐる。

中一四、E. Lavisse. Ibid. p. 149.

中一五、ジャック・ルーの過激派 (Enragés) が憲法の性格をブルジョア的であるとして非難したのは、他面に於いて革命の有する本質的矛盾を衝いたものとも考へられる。過激派は下層階級の擁護者として革命の遂行に甚大な寄與をしてゐるにも拘らず革命の成果に何等與つてゐないため、ジャコバン憲法制定にも猛烈な非難を加へるに至つたのである。其れが五月四日令、

獨占者取締法の制定を要望し、公安委員會の政治に反對したのは全く第四下層階級の利益を求めてゐるのに依るものである。斯る意味に於いてはジャック・ルーの動きはマラーの行動と共に最も革命的であると言へる。尙過激派の憲法制定に對する動向に就いては A. Mathiez *La Vie chère*. (p. 200—23) が最も鋭く其の分析を試みてゐる。

八六、アルプ軍司令部（八月六日付）發報告は「吾人は二萬の勇敢なる共和國軍隊でリヨンに法治を再建するのを誓つた。マルセイユの叛軍は其の後立ち直つたが、吾人は其れに與してゐる王黨派、貴族の毒氣を一掃するには躊躇してゐない。軍隊が派遣されてゐるブーシユ・ドゥ・ローヌ縣も憲法を受け容れた……平和はやがて南部地方一帯に再建されるであらう。マルセイユ、ツィロン、リヨンを除き、全ての人は山獄派を祝福し且憲法の條章の上に於ける結合と平等を誓つた」と記して如何に憲法制定が同地方に於いて効果が——特にフェデラリズムの抑壓に——あつたかを明示してゐる。(Recueil de Tome V. p. 493.)

八七、Recueil de Tome V. p. 104.

八八、Ibid. Tome V. p. 226.

八九、Ibid. Tome V. p. 254.

九〇、Ibid. Tome V. p. 317.

九一、Ibid. Tome V. p. 175—76.

九二、Ibid. Tome V. p. 348.

九三、憲法制定に關し Thompson は、其れは溫和革命派に打ち勝ち、ジャコバンの體制を確固にすべく期待されたとしジャコバンの政治主權獲得の要件と見てゐるが、ロベスピエールの登場に如何に其れが積極的契機となつてゐるかに就いては觸れてゐない。即ち憲法制定及内容に對する其の動向、影響を見ても憲法自題の政治的意義に就いては論及してゐないのである。

(Thompeon. Robespierre. Vol. II. p. 37—64.)